

開示請求	決定年月日	決定内容	対象公文書、非開示部分、非開示理由	主務課	諮問番号	諮問年月日	審査請求人の主張	実施機関の主張
1 1 平成〇年〇月に〇〇高校校舎改修工事の不具合「施工不良(ジャンカ)」が発生し、施工会社〇〇から東京都に報告がなされた際の文書・資料(図面・写真・フィルム及び電磁的記録等(電子的方式磁気的方式その他の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)(議会提出書、報告書・始末書・メモ・議事録等)の一切。 2 前記、不具合(施工不良「ジャンカ」)等が発見された以降、「建替え」ではなく当初計画の「改修工事」による工事の継続と判断、決定した理由の文書、資料、図面、図表等(都議会提出書、報告書、始末書、メモ、議事録等)の一切。 3 前記1、2に関連する〇〇高校校舎改修工事遅延関連事項について①東京都教育庁②東京都財務局③東京都立〇〇高校④東京都〇〇学校経営支援センター⑤他外部機関が調整、検討、打ち合わせした、全ての文書・資料・図面・写真・フィルム及び電磁的記録等 4 次の各人が作成した〇〇高校校舎改修工事の総合定例及び分科会打ち合わせの第1回から工事終了までの議会提出資料、議事録、各種報告 ①東京都教育庁 イ)〇〇課長 ロ)〇〇 ②東京都財務局 イ)〇〇 ロ)〇〇 ハ)〇〇 ニ)〇〇	平成30年 2月22日	一部開示	<対象公文書> ・工事状況報告書 ・報告書 ・分科会議事録 第1～86回 ・定例会議議事録 第1～82回 <非開示部分及び理由> ・工事契約受託者、監理業務契約受託者、現場代理人以外の現場従事者氏名 個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報であるため【条例7条2号に該当】 ・印影 偽造等による犯罪予防のため【条例7条4号に該当】	財務局 建築保 全部施 設整備 第二課	1163	平成30年 5月21日	処分の取り 消しを求め る。	<対象公文書特定理由> 1 平成〇年〇月に〇〇高校校舎改修工事の不具合「施工不良(ジャンカ)」が発生し、施工会社〇〇から東京都に報告がなされた際の文書・資料(図面・写真・フィルム及び電磁的記録等(電子的方式磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)(議会提出書、報告書・始末書・メモ・議事録等)の一切のものについて開示を求めるものであり、現場代理人から報告のあった「工事状況報告書」及び「報告書」の内容をもとに工期延伸を決定していることから、対象公文書と特定した。 2 都立〇〇高等学校改修工事の際に発見された柱の不具合について、また、不具合発見後も建替えではなく改修工事を継続すると判断した理由等について、都議会及び関連各部署において質疑応答された文書等の開示を求めるものであり、現場代理人から報告のあった「工事状況報告書」及び「報告書」の内容をもとに工期延伸を決定していることから、対象公文書と特定した。 なお、都議会及び関連各部署において質疑応答された文書等の開示を求めているが、都議会における質疑応答は行われておらず、また、関連各部署間の協議は行われたものの、記録は作成・取得していない。 3 都立〇〇高等学校改修工事遅延関連事項について、東京都財務局が調整・検討・打ち合わせした、全ての文章・資料・図面・写真・フィルム及び電磁的記録等について開示を求めるものであり、工事受注者や監理業務受託者、〇〇高校等の関連各部署間における工事の際の定例会議及び分科会の議事録を対象公文書と特定した。 なお、定例会議、分科会以外でも調整、検討は行ったものの記録は作成・取得していない。 4 東京都財務局の〇〇、〇〇、〇〇、〇〇が作成した〇〇高校校舎改修工事の総合定例及び分科会打ち合わせの第1回から工事終了までの議会提出資料、議事録、各種報告書、業務日報、日報、メール、メモ等について開示を求めるものであり、工事受注者や監理業務受託者、〇〇高校等の関連各部署間における工事の際の定例会議及び分科会の議事録を対象公文書と特定した。 <一部開示決定理由> 工事契約受託者、監理業務契約受託者及び現場代理人以外の現場従事者氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報であるため、非開示とした。【条例7条2号に該当】 印影は偽造等による犯罪予防のため、非開示とした。【条例7条4号に該当】
2 〇〇高校校舎改修工事関連の次の事項につき具体的かつ客観的な理由根拠を提示下さい。 昨年7月以来、〇〇高校校舎改修工事関連の情報公開請求に基づく開示請求につき、本来「開示決定通知」にも関わらず「非開示決定通知」としている事案の全てを請求します。	平成30年 11月15日	非開示 (不存在)	実施機関では、〇〇高校校舎改修工事関連の開示請求について、本来開示決定であるにもかかわらず、非開示決定とした「非開示決定通知書」を作成及び取得しておらず、存在しないため	財務局 建築保 全部施 設整備 第二課	1237			都立〇〇高等学校改修工事に関する開示請求について、開示決定通知を发出すべきものを非開示決定通知としている事案を請求しているものがあるが、実施機関では、本来開示決定であるにもかかわらず、非開示決定とした「非開示決定通知書」を作成及び取得しておらず、存在しない。 このため、当該文書は不存在であるとし、公文書の全部を開示しない決定を行った。
3 〇〇高校校舎改修工事関連の次の事項につき具体的かつ客観的な理由根拠を提示下さい。 平成〇年〇月〇日(〇〇〇第〇〇号)非開示決定通知書 東京都は、〇〇高校校舎改修工事計画後工事開始後約8ヶ月過ぎて、施工不良(ジャンカ等)(注)(東京都は経年劣化主張)が発見された際、東京都の建築専門家(全員分)が調査したと主張するが、調査の為に、〇〇共同企業体・外部関係・関連機関と打ち合わせ・協議した回数・旅費交通費等	平成30年 11月15日	非開示 (不存在)	請求に係る文書について、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しないため	財務局 建築保 全部施 設整備 第二課	1246	平成31年 1月8日	「処分を取り 消す。」と の裁決を 求める。	都立〇〇高等学校改修工事の際に発見された柱の不具合について、都の建築専門家が調査のために工事受注者の〇〇建設共同企業体及び外部関係・関連機関と打合せ及び協議した回数、旅費交通費等の文書の開示を求めるものがあるが、本件開示請求の別項で、調査のため現地に赴いた回数のわかる文書を請求しており、建築保全部建築構造専門課長〇〇の旅費請求内訳書の一部開示決定を行っている。現地調査等の際における工事受注者との打合せの記録は作成・取得はしていない。なお、外部関係機関等との打合せは行っていない。 このため、当該文書は不存在であるとし、公文書の全部を開示しない決定を行った。
4 〇〇高校校舎改修工事関連の次の事項につき具体的かつ客観的な理由根拠を提示下さい。 1 当該事案に関係した、東京都の建築専門職と称する者の「働きかけ」・業務日報等(ただし旅費交通費は除く。)その業務記録(名称の移管を問わず)の全ての証拠文書等 2 東京都の建築専門職と称する者は、なぜ一切の文書等の作成をしないのか、その理由根拠の説明	平成30年 11月15日	非開示 (不存在)	1 建築構造専門課長は作成及び取得しておらず、存在しないため 2 実施機関では作成及び取得しておらず、存在しないため	財務局 建築保 全部施 設整備 第二課	1247			都立〇〇高等学校改修工事の際に発見された柱の不具合に関連して、都の建築構造専門課長〇〇の旅費請求内訳書以外の業務日報等の記録文書等の開示を求めるものであるが、主務課担当者との調整は行われたものの、記録は作成・取得していない。また、建築構造専門課長〇〇が文書等を作成しない理由及び根拠となる説明文書を求めているが、現に存在しない。 このため、当該文書は不存在であるとし、公文書の全部を開示しない決定を行った。

開示請求		決定年月日	決定内容	対象公文書、非開示部分、非開示理由	主務課	諮問番号	諮問年月日	審査請求人の主張	実施機関の主張
5	<p>〇〇高校校舎改修工事関連の次の事項 平成〇年〇月〇日に都庁内において東京都建築保全部施設整備第二課〇〇は請求者に、〇〇共同企業体を作成した。「工事状況報告書」(平成〇年〇月〇日付)について(写真付き)その真偽を問い質したところ、写真に付記された文言につき、間違いがあると表明されました。 1 間違いがある箇所を、具体的に特定して下さい。 2 間違った箇所を訂正して、適切な表現で提示することを請求します。以上</p>	平成30年10月11日	非開示 (不存在)	請求に係る文書について、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しないため	財務局 建築保全部施設整備第二課	1238	平成31年1月8日	「処分を取り消す。」とともに真実の開示を求める。	都立〇〇高等学校改修工事に関し、現に存在する文書について訂正等を行い、開示を求めるものであるが、実施機関では訂正等を行っていない。 このため、当該文書は不存在であるとし、公文書の全部を開示しない決定を行った。
6	<p>財務局が主張する、(元)財務局建築保全部施設整備第二課〇〇が作成・協議した全ての文書(別紙「非開示決定通知書」(平成〇年〇月〇日)参照によると、工事竣工後は全て、東京都教育委員会に引継ぎを済ませていると表明している。 1 当該職員の引き継ぎを済ませた文書 2 引き継ぎを済ませていない文書 3 その他破棄等した文書等 4 3の文書保存・保管期間 5 保存・保管期間を超過していないにもかかわらず、3の処置をしたもの 6 5の場合、その具体的な理由・根拠を明確にして下さい。 以上について直ちに開示して下さい。以上</p>	平成30年12月14日	非開示 (不存在)	都立〇〇高等学校(〇)改修工事に関し、当該職員が作成・協議した文書は、破棄等することなく、工事竣工後、全て東京都教育委員会に引継ぎを済ませており、それ以外の文書は、実施機関では保有していないため	財務局 建築保全部施設整備第二課	1250	平成31年2月8日	「非開示決定通知書」の取り消しを求める。	都立〇〇高等学校(〇)改修工事に関し、元財務局建築保全部施設整備第二課〇〇が作成・協議した文書開示を求めるものであるが、当該文書は、実施機関では破棄することなく、工事竣工後、全て委任局である東京都教育委員会に引き継ぎを済ませており、それ以外の文書は保有していない。 このため、当該文書は不存在であるとし、公文書の全部を開示しない決定を行った。
7	<p>東京都がアスベストを使用した都庁第二庁舎に関し、次の事項につき具体的かつ客観的な理由・根拠を提示ください。 1 都庁第二庁舎にアスベスト使用後現在まで、都議会においてその後の対応処理、改善取組み等全ての公表・説明等(都議会議事録、各種委員会、マスコミ等)した具体的な全ての証拠を提示下さい。 2 現在、都庁第二庁舎におけるアスベスト含有資材は、撤去されたのか否か。 (2)アスベストと比較して、人体上何の基準が安全なのか、具体的かつ客観的な理由・根拠の全ての証拠をその数値データにて提示下さい。 (3)アスベスト含有資材が撤去されていない場合、その理由・根拠の全ての証拠を提示下さい。</p>	平成30年11月2日	非開示 (不存在)	<p>1 請求に係る公文書は、5年保存の公文書であるため廃棄済であり、現在は存在しない。 2(2)請求に係る公文書については、作成及び取得しておらず存在しない。なお、アスベストが含有されていた部分の改修後の資材は労働安全衛生法で定める規制の対象外となる建材を使用している。 (3)請求に係る公文書については、作成及び取得しておらず存在しない。なお、アスベスト含有資材の扱いについては、国土交通省が公表しているアスベスト対策Q&Aに基づき適切に対応している。</p>	財務局 建築保全部庁舎整備課	1258	平成31年3月19日	処分の取消を求める。	<p>都庁第二本庁舎を建設していた昭和63年当時、都はアスベストを含有する建材について、代替品がない場合は使用することができるとしていた。そのため、都庁第二本庁舎においても、当時建設大臣指定を受けている合成耐火工法の実際の性能試験に使用された耐火目地材のうち、都庁舎のような超高層ビルの耐火目地材として、耐火性、施工性、層間変位の追従性、復元性等を満たす素材は石綿発泡体のみであったため、都庁第二庁舎の柱及びはり部分の合成耐火工法の耐火目地材には、石綿発泡体が使用される等アスベストを含有する建材が使用された。 1 財務局建築保全部庁舎整備課の文書管理基準表では、都議会に係る公文書の保存期間は最長で5年となっており、現存する公文書には請求のあった公文書は存在しないため、対象の公文書は存在せず非開示の決定を行った。 2(2) アスベストに係る安全性の基準は労働安全衛生法等の法令で定められており、都では作成していないため、対象の公文書は存在せず非開示の決定を行った。なお、アスベストが含有されていた部分の改修後の資材は労働安全衛生法で定める規制の対象外となる建材を使用している。 2(3) 現在都庁舎第二本庁舎にアスベスト含有資材は存在するが、都はアスベストを撤去するか判断については、国土交通省が公表しているアスベスト対策Q&Aに基づき適切に行っており、独自にアスベストの撤去に係る基準等を作成していないため、対象の公文書は存在せず非開示の決定を行った。</p>
8	<p>都立〇〇高等学校及び〇〇中学校における土壌汚染対策法及び環境確保条例による土地の改変等に伴う工事について、生徒・保護者及び周辺住民に対する工事実施前事前告知「掲示板」等、但しこれらを掲示等をしていない場合はその理由・根拠の全ての証拠文書等</p>	平成30年11月27日	非開示 (不存在)	<p>当該地における請求内容に係る公文書は、当課では取得及び作成しておらず、存在しないため なお、土壌汚染対策に係る掲示板等の設置は、法令上、必須ではない(根拠は「東京都土壌汚染対策指針」(公表資料のため開示請求対象外))</p>	環境局 多摩環境事務所環境改善課	1260	平成31年3月22日	非開示決定の却下	<p>都立〇〇高等学校の工事では、届出書類の中に掲示板の設置に関する記載がされていない。そのため請求対象の公文書は取得及び作成をしていない。 また、本件開示請求内容のうち「但し、これらを設置していない場合はその理由・根拠」については、土壌汚染対策に係る掲示板の設置は必要に応じて実施するもので必須とされていなかったことが一つの理由として考えるが、この根拠となる文書としては指針が該当し、当局が取得及び作成をした公文書は、それ以外には存在しない。ここで、指針は公表されているものであり、開示請求の対象とならないものであるため、補正により請求対象外とするか、却下とすることもできたが、当該開示請求は指針以外の公文書を請求するものであることが明らかであり、指針以外に文書は存在しないことを請求者に示す必要があると判断したことから、非開示決定を行った。その上で、当該指針については「公表資料のため開示請求対象外」である旨を非開示決定通知書の備考欄に明記した。 また、〇〇中学校に関しては、土壌汚染対策法及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に係る届出はこれまでに提出されていない。そのため、請求対象の公文書は取得及び作成をしていない。</p>

別表

開示請求	決定年月日	決定内容	対象公文書、非開示部分、非開示理由	主務課	諮問番号	諮問年月日	審査請求人の主張	実施機関の主張
9	平成31年 2月19日	非開示 (不存在)	請求内容に係る公文書は、当課では取得及び作成しておらず、存在しないため なお、土壌汚染対策に係る掲示板等の設置は、法令上、必須ではない(根拠は「東京都土壌汚染対策指針」(公表資料のため開示請求対象外))。	環境局 多摩環境事務所環境改善課	1276	平成31年 4月26日	非開示請求の取り下げ	本件開示請求内容のうち、「看板掲載の必要性に関して、作成の手引き等に規定されている具体例、条文・条例等、具体的な理由・根拠」については、当局が取得及び作成をした公文書は、指針が該当し、それ以外には存在しない。ここで、指針は公表されているものであり、開示請求の対象とならないものであるため、補正により請求対象外とするか、却下とすることもできたが、当該開示請求は指針以外の公文書を請求するものであることが明らかであり、指針以外に文書は存在しないことを請求者に示す必要があると判断したことから、非開示決定を行った。その上で、当該指針については「公表資料のため開示請求対象外」である旨を非開示決定通知書の備考欄に明記した。 また、そのほかの請求内容については、看板等に係る運用に対する説明又は根拠等の提示を求めているものと解されるが、請求内容に該当する文書は保有していない。 なお、請求人の「審査請求の理由」には「理由・根拠につき一切説明されていない事はない為」と記載があるが、情報開示請求制度は、都が現に保有する公文書を開示するものであり、請求人の求めに応じて新たに文書を作成し開示することを求められているものではないと認識している。そのため、文書が存在しないことにより、請求人が目的を果たせなかったとしても、制度上やむを得ないことであり、このことをもって本件処分が不当であるということにはならないと考える。
10	平成30年 12月25日	非開示 (不存在)	請求内容に係る公文書は、取得及び作成を行っておらず、存在しないため	環境局 環境改善部化学物質対策課	1277	平成31年 4月26日	非開示請求の取り消し	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(以下「条例」という。)及び土壌汚染対策法(以下「法」という。)は、特定有害物質による土壌汚染等が人の健康に支障を及ぼすことを防止することを目的としている。その目的を達成するために、各物質で土壌中の濃度基準を設けており、この基準は、土壌汚染による人の健康への影響を考慮し、含有量基準(直接摂取によるリスク)と溶出量基準(地下水等摂取による間接的リスク)がある。どちらの場合も疫学データや動物実験等で求められた試験結果を参考に、70年間という長期間に渡り特定有害物質を摂取し続けたとしても健康に影響がない等とされる濃度が基準として設定されている。そのため、基準超過があった場合であっても、法及び条例で定められている摂取経路を遮断するための措置を適切に実施すれば、法及び条例の本来の目的である人の健康に支障を及ぼすことを防止することは、達成される。さらに、措置実施中や形質変更(工事)時には、法及び条例ともに事前に届出を行い、土壌の拡散を防止する制度となっている。 以上から、審査請求人の開示請求内容である「周辺住民の健康被害の状況調査」について、法及び条例においては、審査庁及び届出者ともに実施することは求められておらず、当局では、審査請求人が請求した周辺住民の健康被害に係る公文書の取得及び作成をしていないため、審査請求人が請求する文書は存在しない。
11	平成30年 12月25日	非開示 (不存在)	請求内容(4)に係る公文書は、取得及び作成を行っておらず、存在しないため なお、土壌汚染対策に係る掲示板等の設置は、法令上、必須ではない(根拠は「東京都土壌汚染対策指針」(公表資料のため開示請求対象外))。	環境局 環境改善部化学物質対策課				土壌汚染対策に係る周辺住民への告知看板に係る規定は土壌汚染対策法においては存在しない。また、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例において規定される東京都土壌汚染対策指針では、土地改変者が「必要に応じて講じる環境保全上の対策として、同指針に示す事項(汚染の状況等)について、対象地の周囲に提示することが規定されており、告知看板の掲示は必須ではない(また、同指針はインターネットで公表されている)。 告知看板がなされなかった理由・根拠として当局が取得及び作成をした公文書は、東京都土壌汚染対策指針が該当し、それ以外には存在しない。ここで、指針は公表されているものであり、開示請求の対象とならないものであるため、補正により請求対象外とするか、却下とすることもできたが、当該開示請求は指針以外の公文書を請求するものであることが明らかであり、指針以外に文書は存在しないことを請求者に示す必要があると判断したことから、非開示決定を行った。さらに、当該指針については「公表資料のため開示請求対象外」である旨を非開示決定通知書の備考欄に明記した。

開示請求	決定年月日	決定内容	対象公文書、非開示部分、非開示理由	主務課	諮問番号	諮問年月日	審査請求人の主張	実施機関の主張
<p>12 「職務に関する働きかけについての対応要綱」について次の者の“対応記録票等”(名称の如何を問わず事務活動等を示すもの)を開示請求します。</p> <p>⑤〇〇課長 ⑥〇〇課長 (イ)平成〇年〇月〇日より平成〇年〇月〇日(東京都コンプライアンス基本方針施行前)まで (ロ)「東京都コンプライアンス基本方針」施行日より現在まで (ハ)(イ)・(ロ)の作成実績がない場合、その具体的・理由・根拠 (ニ)①～⑩までの者の各々の「職務に関する働きかけについての対応要綱」につき (a)第4条(働きかけの報告)第1項 (b)同右第2項 (c)同右第3項 (d)同右第4項 の(イ)・(ロ)の期間内全ての当該報告の全て (ホ)(a)・(b)・(c)・(d)の作成実績がない場合、それを証明する全ての具体的な証拠を請求します。</p> <p>4(ホ)〇〇共同企業体が「工事状況報告書」を平成〇年〇月〇日に提出。〇〇局において「決裁文書」「工事状況報告書」を確認した後、現地調査に赴いている。 〇〇課長なる者は同年〇月〇日“出張旅行”しているにもかかわらず「憶えていません」と〇〇課長の立ち合いで表明 (a)何故このような事態であったにもかかわらず現地調査に赴く際に「工事状況確認書」を見ていないと虚偽発言をしたのか。その具体的理由・根拠 (b)このような事態の中で、報告書等、一切何も作成していない。と断言する具体的理由・根拠を「東京都コンプライアンス基本方針」の該当箇所を示した上で回答して下さい。 以上の(a)・(b)全てについて回答して下さい。 (c)尚、(a)・(b)各々が〇〇課長なる者が表明した際、平成〇年〇月〇日に都庁建築保全部において同席していた〇〇課長の日常業務を把握している方法、部下からの報告・連絡・相談の具体的かつ客観的な事例等(〇〇のみ)を開示して下さい。</p>	<p>平成31年 3月29日</p>	<p>非開示 (不存在)</p>	<p>2 ⑤〇〇 ⑥〇〇 (イ)から(ニ)まで 指定された期間において、当該職員に対する働きかけの実績はなく、請求に係る公文書は実施機関では作成及び取得していないため (ホ) 当該請求に係る公文書は作成及び取得しておらず、存在しないため 4(ホ) (a)当該発言はしていないため、本件請求に係る文書は、作成及び取得しておらず存在しないため (b)本件請求に係る文書は、作成及び取得しておらず存在しないため (c)指定された両人間において、本件請求における報告・連絡・相談に関する文書は作成及び取得しておらず、存在しないため</p>	<p>財務局 建築保 全部技 術管理 課</p>	<p>1288</p>	<p>令和元年 6月10日</p>	<p>非開示決定通知の 取り消し</p>	<p>2(イ)から(ホ)まで 指定された期間において、当該職員に対する要綱第2条第5号に規定する働きかけ又はそれに相当する要望、意見等の実績は無かったため、当該文書は不存在であるとし、公文書の全部を開示しない決定を行った。</p> <p>4(ホ) (a)〇〇課長が、「現地調査に赴く際に『工事状況確認書(正しくは工事状況報告書)』を見ていないと虚偽発言をしたのか。その具体的理由・根拠」について、審査請求人は開示を求めているが、〇〇課長は、都立〇〇高等学校の現地に赴く前に、審査請求人が打ち合わせの場で〇〇課長に示した工事状況報告書、写真等の書類を見たか正確に記憶しておらず、当該発言はしていないため、その理由・根拠に係る文書は、作成及び取得しておらず、当該文書は不存在であるとし、公文書の全部を開示しない決定を行った。 (b)〇〇課長が現地調査に赴いた際に「報告書等、一切何も作成していない。と断言する具体的理由・根拠」について審査請求人は開示を求めているが、〇〇課長は、現地調査において工事を担当する財務局建築保全部施設整備第二課(以下「施設整備第二課」という。)にアドバイス等は行ったものの、判断や方針の決定、それらに係る文書等の作成に係る所管は、施設整備第二課であるため、〇〇課長は本件請求に係る文書を作成及び取得していない。このため、当該文書は不存在であるとし、公文書の全部を開示しない決定を行った。 (c)財務局建築保全部技術管理課長 〇〇の「日常業務を把握している方法、部下からの報告・連絡・相談の具体的かつ客観的な事例等(〇〇のみ)」について審査請求人は開示を求めているが、両者において、日常業務の報告・連絡・相談に関しては、適宜口頭で行っており、文書は作成及び取得していない。このため、当該文書は不存在であるとし、公文書の全部を開示しない決定を行った。</p>
<p>13 「職務に関する働きかけについての対応要綱」について次の者の“対応記録票等”を開示請求します。(名称の如何を問わず、業務活動等を示すもの。)</p> <p>①〇〇部長 ③〇〇部長 (イ)都立〇〇高校校舎改修工事計画を策定した時点(平成〇年〇月〇日(建物解体・撤去して再建築を選定しなかった時点)より平成〇年〇月〇日(東京都コンプライアンス基本方針)施行前)まで (ロ)「東京都コンプライアンス基本方針」施行日より現在まで (ハ)(イ)・(ロ)の作成実績がない場合、その具体的・理由・根拠 (ニ)①～⑩までの者の各々の「職務に関する働きかけについての対応要綱」につき (a)第4条(働きかけの報告)第1項 (b)同右第2項 (c)同右第3項 (d)同右第4項 の(イ)・(ロ)の期間内全ての当該報告の全て (ホ)(a)・(b)・(c)・(d)の作成実績がない場合、それを証明する全ての具体的な証拠を請求します。</p>	<p>平成31年 3月29日</p>	<p>非開示 (不存在)</p>	<p>①〇〇部長 (イ)から(ニ)まで 指定された期間において、当該職員に対する働きかけの実績はなく、請求に係る公文書は実施機関では作成及び取得していないため (ホ) 当該請求に係る公文書は作成及び取得しておらず、存在しないため ③〇〇部長 (イ) 指定された期間において、当該職員に対する働きかけの実績はなく、請求に係る公文書は実施機関では作成及び取得していないため (ニ)(a) 当該職員は職務に関する働きかけについての対応要綱(以下「要綱」という。)第4条第1項に規定される主管の系列に係る所属長であることから、報告は行っていないため (ニ)(c)及び(d) 当該職員は要綱第4条第3項及び同条第4項に規定される局長及び知事への報告を行っていないため (ホ) 当該請求に係る公文書は作成及び取得しておらず、存在しないため</p>	<p>財務局 経理部 総務課</p>	<p>1289</p>	<p>令和元年 6月10日</p>	<p>非開示決定通知書の 取り消し</p>	<p>指定された期間において、財務局経理部長に対する要綱2条5号に規定する働きかけ又はそれに相当する要望、意見等の実績は無かったため、当該文書は不存在であるとし、公文書の全部を開示しない決定を行った。 指定された期間のうち、(イ)都立〇〇高校校舎改修工事計画を策定した時点(平成〇年〇月〇日(建物解体・撤去して再建築を選定しなかった時点)より平成〇年〇月〇日(東京都コンプライアンス基本方針)施行前)までについては、財務局担当部長に対する要綱2条5号に規定する働きかけ又はそれに相当する要望、意見等の実績は無かったため、当該文書は不存在であるとし、公文書の全部を開示しない決定を行った。 指定された期間のうち、(ロ)「東京都コンプライアンス基本方針」施行日より現在までについては、財務局担当部長に対する働きかけは2件あり、その際に作成した対応記録票については、依頼者氏名(条例7条2号に該当)を除き、公文書一部開示決定処分(平成〇年〇月〇日付〇財経総第〇号)を行っている。 (ニ)(a)について、同職員は財務局経理部総務課長事務取扱であり、同要綱4条1項に規定される主管の系列に係る所属長であることから、報告は行っておらず、当該文書は不存在であるとし、公文書の全部を開示しない決定を行った。 (ニ)(c)及び(d)について、同要綱4条3項及び同条4項に規定される局長及び知事への報告を行っておらず、そのことを証明する公文書も作成していないため、当該文書は不存在であるとし、公文書の全部を開示しない決定を行った。 (ホ)について、当該請求に係る公文書は作成及び取得していないため、当該文書は不存在であるとし、公文書の全部を開示しない決定を行った。</p>

開示請求	決定年月日	決定内容	対象公文書、非開示部分、非開示理由	主務課	諮問番号	諮問年月日	審査請求人の主張	実施機関の主張
<p>2 「職務に関する働きかけについての対応要綱」について次の者の“対応記録票等”を開示請求します。</p> <p>⑧〇〇 ⑨〇〇 ⑩〇〇 ⑪〇〇</p> <p>(イ)平成〇年〇月〇日より平成〇年〇月〇日(東京都コンプライアンス基本方針施行前)まで (ロ)「東京都コンプライアンス基本方針」施行日より現在まで (ハ) (イ)、(ロ)の作成実績がない場合、その具体的・理由・根拠 (ニ) ①～⑪までの者の各々の「職務に関する働きかけについての対応要綱」につき (a)第4条(働きかけの報告)第1項 (b)同右第2項 (c)同右第3項 (d)同右第4項 の(イ)・(ロ)の期間内全ての当該報告の全て (ホ) (a)・(b)・(c)・(d)の作成実績がない場合、それを証明する全ての具体的な証拠を請求します。</p> <p>3 東京都財務局は都立〇〇高校校舎不具合の発覚により、工事が約1年遅延してから、その自らの責任において、別紙各1～3までの「保護者説明会資料」「同議事録」の内容を説明しています。</p> <p>①説明していない場合と主張する場合、その理由・根拠 ②別紙1～3以外都立〇〇高校の保護者に説明している資料等がある場合、その具体的根拠 ③資料を作成・保有していない場合、その証拠となる全ての資料等以上の証拠全てを請求します。</p> <p>4 〇〇局は、別紙4「工場状況報告書」及び「報告書」(各決裁文書)につき、その内容につき否定しています。</p> <p>①決裁文書の内容につき、財務局は前記「保護者説明会資料」及び「同議事録」につき虚偽の説明を繰り返し(音声記録アリ)被害者である、生徒・保護者及び災害時の避難の場所である都立〇〇高校の周辺住民に対しても、今尚、“真実”を隠べいし、説明責任を果たしていません。</p> <p>(イ)「工場状況報告書」中にあるジャンカは東京都では「経年劣化」とであると主張する具体的理由・根拠 (ロ)「躯体を貫通してしまう部分もあり、鉄筋の状態も錆び腐食が進んでいる状態でした。」と〇〇共同企業体が東京都が主張する“虚偽”の報告と主張する具体的理由・根拠 (ハ)東京都が主張する校舎改修工事遅延原因「耐震上問題のない柱のモルタルの劣化」にもかかわらず「工事状況報告書等」の虚偽の発言により、確信犯的に工事を遅延させて、約1.7億の工事金額の増額をして都の財政上に負担かけた〇〇共同企業体に工事を続行させたしまった具体的理由・根拠 ニ 東京都が都立〇〇高校の改修にあたり、再建築ではなく、校舎改修工事に決定した、その判断形成に至った全ての検討資料</p>	平成31年 3月29日	非開示 (不存在)	<p>2 (イ)から(ニ)まで 指定された期間において、当該職員に対する働きかけの実績はなく、実施機関では、当該請求に係る文書等を作成及び取得していないため (ホ)実施機関では、当該請求に係る文書等を作成及び取得していないため</p> <p>3①実施機関では当該内容を説明しており、当該請求に係る文書等を作成及び取得していないため ②実施機関では、請求書添付の別紙1から3まで以外に当該資料等を作成及び取得していないため ③実施機関では、当該請求に係る文書等を作成及び取得していないため</p> <p>4(イ)実施機関では、躯体の不良部の原因について詳細は不明だが経年劣化も一因と説明していることから、当該請求に係る文書等を作成及び取得していないため (ロ)実施機関では、当該主張をしておらず、当該請求に係る文書等を作成及び取得していないため (ハ)当該工事を中止する特段の理由はないため、実施機関では、当該請求に係る文書等を作成及び取得していないため (ニ)当該工事の実施に係る決定は、委任局である東京都教育委員会が行っており、実施機関では、当該請求に係る文書等を作成及び取得していないため</p>	財務局 建築保 全部施 設整備 第二課	1291	令和元年 6月10日	非開示決定 通知書の 取り消し	<p>2(イ)から(ホ)まで 指定された期間において、当該職員に対する要綱2条5号に規定する働きかけ又はそれに相当する要望、意見等の実績は無かったため、当該文書は不存在であるとし、公文書の全部を開示しない決定を行った。</p> <p>3①から③まで 保護者説明会において当該内容を説明しているが、添付資料以外の説明資料を作成しておらず、当該説明資料を作成していない証拠資料も作成及び取得していないため、当該文書は不存在であるとし、公文書の全部を開示しない決定を行った。</p> <p>4(イ)から(ニ)まで 躯体の不良部の原因について詳細は不明だが経年劣化も一因と説明しているのみであり、「工事状況報告書」を“虚偽”の報告であると主張していない。また、当該工事を中断する特段の理由はなく、当該工事の実施に係る決定は委任局である東京都教育委員会が行っている。 このことから、実施機関では当該文書は作成及び取得しておらず、不存在であるとし、公文書の全部を開示しない決定を行った。</p>
15	平成31年 3月13日	非開示 (存否応答 拒否)	本件開示請求は、特定の個人に関する請求であり、開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例7条2号に規定する個人情報を開示することとなるため、条例10条に基づき、存否を明らかにしないで、非開示とした。	環境局 多摩環 境事務 所環境 改善課			非開示決定 の取り消し	<p>特定の開示請求者個人に関する情報の請求であり、公文書が存在しているか否かを答えるだけで、該当開示請求者が平成〇年〇月〇日に開示請求を行ったか否かという特定個人の情報が明らかになり、条例7条2号に規定する個人情報を開示することとなるため、条例10条に基づき存否を明らかにしないで非開示決定を行った。 請求人は本件処分について「意味不明な事と不適切」であると主張しているが、たとえ請求人本人に関する情報であったとしても、条例の規定上開示はできないという本件決定は妥当である。</p>
16	平成31年 3月13日	非開示 (不存在)	請求内容に係る公文書は取得及び作成しておらず、存在しないため	環境局 多摩環 境事務 所環境 改善課	1293	令和元年 6月19日	非開示決定 の取り消し	請求内容に係る公文書は取得及び作成をしておらず、存在しないことから非開示決定を行った。
17								

開示請求	決定年月日	決定内容	対象公文書、非開示部分、非開示理由	主務課	諮問番号	諮問年月日	審査請求人の主張	実施機関の主張
18 「東京都庁舎内に残置されているアスベストについて」 1 都庁舎建築以来、現在まで何故、現状では使用禁止とされるアスベストを撤去せず残置し続けているのか？ その具体的かつ客観的な理由・根拠 2 都庁開庁以来の、もので、歴代都知事に引き継がれた、具体的かつ客観的な(数値・データを含む。)“証拠”文書等 (1)都庁来庁者、 (2)外国人来庁者、 (3)東京都職員 の全ての“事実”を証明する“証拠”を陛下が退位され、新元号が発付されるまでに開示下さい。	平成31年 4月26日	非開示 (不存在)	(1)について 請求に係る公文書については、作成及び取得しおらず存在しない。 なお、アスベスト含有資材の扱いについては、東京都環境局が公表しているアスベストQ&A及び国土交通省が公表しているアスベスト対策Q&Aに基づき適切に対応している。 (2)について 都庁舎に残存しているアスベスト含有資材について来庁者等の健康診断等調査を行った事実はなく、請求に係る公文書については、作成及び取得しおらず存在しない。	財務局 建築保全部 庁舎整備課	1331	令和元年 8月6日	非開示決定の取り消し	(1)について アスベスト含有資材の扱いについては、東京都環境局が公表しているアスベストQ&A及び国土交通省が公表しているアスベスト対策Q&Aに基づき適切に行っており、独自にアスベストの撤去に係る基準等を作成していないため、対象の公文書は存在せず非開示の決定を行った。 (2)について 都庁舎に残存しているアスベスト含有資材について来庁者等の健康診断等調査を行った事実はなく、作成及び取得していないため、対象の公文書は存在せず非開示の決定を行った。
19 「東京都庁舎内に残置されているアスベストについて」 2 東京都が主張する健康上及び環境上の被害は一切発生していないと称する。「環境測定結果報告書(名称の如何を問わず。人件データを含む。)」	平成31年 4月26日	一部開示	<対象公文書> 「東京都庁舎内に残置されているアスベストについて」 東京都が主張する健康上及び環境上の被害は一切発生していないと称する「環境測定結果報告書(名称の如何を問わず。人件データを含む。)」 <非開示部分及び理由> ・契約受注者の代表者、現場代理人以外の現場従事者氏名、写真の顔部分及び資格番号 個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報であるため【条例7条2号に該当】 ・印影 偽造等による犯罪予防のため【条例7条4号に該当】	財務局 建築保全部 庁舎整備課	1332	令和元年 8月6日	非開示決定の取り消し	平成26年 アスベスト(粉じん)調査結果報告書、平成27年 吹付けアスベスト点検報告書・室内環境測定(アスベスト粉塵濃度測定)、平成28年 定期保守整備作業報告書(室内空気環境測定(アスベスト粉じん濃度))、平成29年・30年 アスベスト濃度測定報告書について一部開示の決定を行った。 このうち、条例7条2号に基づき、個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報であることから「契約受注者の代表者、現場代理人以外の現場従事者氏名、写真の顔部分及び資格番号」を、同条第4号に基づき偽造等による犯罪予防の理由から「印影」を開示しないこととした。
20 都立〇〇高校校舎改修工事関連の次の事項につき具体的かつ客観的な理由根拠を提示下さい。 以下の1から3までにおける、財務局の取得及び作成した全ての文書等(都議会・各種委員会・各種報告書・決裁文書・供覧(回覧)文書・音声記録・メモ等)全ての“事実”を証明する“証拠”を開示下さい。 1 教育庁及び財務局における平成〇年度都立〇〇高校校舎改修工事遅延原因究明における「情報公開請求」において (1)「非開示決定通知書」とした公文書の全て (2)東京都により、生徒・保護者及び近隣住民に説明された議事録を含む文書等の全て 2 教育庁及び財務局における都立〇〇高校〇〇棟における耐震性能上の安全性の疑惑における「情報公開請求」において (2)東京都により、生徒・保護者及び近隣住民に説明された議事録を含む文書等の全て 3 教育庁、財務局及び環境局における平成〇年度以降都立〇〇高校グラウンド改良工事「土壌汚染(鉛・フッ素等)秘匿」における「情報公開請求」において (2)東京都により、生徒・保護者及び近隣住民に説明された議事録を含む文書等の全て	令和元年 5月28日	非開示 (不存在)	1 (2)及び3(2) 請求に係る文書については、当該工事竣工後、東京都教育委員会へ文書の引継ぎを済ませており、実施機関では保有していないため 2 (2) 請求に係る文書について実施機関では作成及び取得しおらず、存在しないため	財務局 建築保全部 施設整備第二課	1340	令和元年 8月14日	非開示決定の取り消し	1 (2)について 都立〇〇高等学校校舎改修工事遅延原因について、生徒、保護者及び近隣住民への説明に係る公文書の全てを請求するものであるが、実施機関が作成した文書を含め、当該工事竣工後、委任局である東京都教育委員会へ公文書の引継ぎを済ませている。 このため、実施機関では請求に係る公文書を保有しおらず、公文書の全部を開示しない決定を行った。 2 (2)について 都立〇〇高等学校〇〇棟の耐震性能について、生徒、保護者及び近隣住民への説明に係る公文書の全てを請求するものであるが、平成〇年〇月〇日に実施した保護者説明会で保護者に配布した資料「都立〇〇高等学校の大規模改修工事について」中の耐震診断の結果及び耐震補強診断結果を対象公文書として、委任局である東京都教育委員会が、審査請求人に開示している。 一方、実施機関では請求に係る公文書を作成及び取得しおらず存在しないため、公文書の全部を開示しない決定を行った。 3 (2)について 都立〇〇高等学校グラウンド改修工事における土壌汚染(鉛・フッ素等)について、生徒、保護者及び近隣住民への説明に係る公文書の全てを請求するものであるが、実施機関が作成した文書を含め、当該工事竣工後、委任局である東京都教育委員会へ公文書の引継ぎを済ませている。 このため、実施機関では請求に係る公文書を保有しおらず、公文書の全部を開示しない決定を行った。
21 「都立〇〇高等学校の大規模改修工事について」(平成〇年〇月〇日東京都教育庁都立学校教育部他作成公文書について 3ページ「…都の〇〇を交えた現況調査を実施し…」と表明するが、何故都の〇〇は報告書等1枚も文書を作成していないのか？ 2 何故〇〇は現地調査に出きながら、誰と行ったのか、何の調査に行ったのか、調査内容につき誰に報告をしたのか何も覚えていないのか？(〇財建技第〇〇号平成〇年〇月〇日付「平成〇年〇月〇日音声データ」参照) 3 〇〇の上司は何の報告を受けたのか。	令和元年 6月24日	非開示 (不存在)	本件請求に係る文書は、作成及び取得しおらず、存在しないため	財務局 建築保全部 技術管理課	1347	令和元年 8月16日	非開示決定通知の取り消し	審査請求人は都の建築構造専門職(財務局建築保全部建築構造専門課長、以下「構造専門課長」という。)の作成した「都立〇〇高等学校の大規模改修工事」に関する報告書の開示を求めているが、構造専門課長は、現地調査において工事を担当する財務局建築保全部施設整備第二課(以下「施設整備第二課」という。)にアドバイス等は行ったものの、判断や方針の決定、それらに係る文書等の作成に係る所管は、施設整備第二課であるため、構造専門課長は本件請求に係る文書を作成及び取得していない。このため、当該文書は不存在であると、公文書の全部を開示しない決定を行った。

別表

開示請求	決定年月日	決定内容	対象公文書、非開示部分、非開示理由	主務課	諮問番号	諮問年月日	審査請求人の主張	実施機関の主張
22	令和元年6月24日	非開示 (不存在)	本件請求に係る文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	財務局 建築保全部 技術管理課	1348	令和元年8月16日	非開示決定通知の取り消し	審査請求人は都の建築構造専門職(財務局建築保全部建築構造専門課長、以下「構造専門課長」という。)の作成した「都立〇〇高等学校の大規模改修工事」に関する報告書の開示を求めているが、構造専門課長は、現地調査において工事を担当する財務局建築保全部施設整備第二課(以下「施設整備第二課」という。)にアドバイス等は行ったものの、判断や方針の決定、それらに係る文書等の作成に係る所管は、施設整備第二課であるため、構造専門課長は本件請求に係る文書を作成及び取得していない。このため、当該文書は不存在であると、公文書の全部を開示しない決定を行った。
23	令和元年5月27日	非開示 (不存在)	請求内容に係る公文書は、当課では取得及び作成しておらず、存在しないため	環境局 多摩環境事務所 環境改善課	1351	令和元年8月22日	非開示決定の取り消し	<p>土壌汚染対策法(以下「法」という。)及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(以下「条例」という。)は、特定有害物質による土壌汚染等が人の健康に支障を及ぼすことを防止することを目的としている。その目的を達成するために、法及び条例それぞれで届出等が必要となる契機が設定され、土壌等の調査や基準不適合の土壌があった場合のリスクに応じた実施措置を行うことが定められている。届出者は、有害物質取扱事業者、土地所有者、土地改変者(工事を実施する施設管理者)等であり、当課は法及び条例の届出書の適格性の審査、指導等を行う。</p> <p>審査請求人のいう近隣住民等への説明は、条例においては、工事実施者であり施設管理者である届出者と近隣住民等間のリスクコミュニケーションの推進を目的に規定されている「土壌汚染対策工事のお知らせ看板」と同等の対策として届出者と近隣住民等間で必要に応じ行われるが、審査庁が近隣住民等に対し実施することは求められていない。また、健康被害の防止を本来の目的とした法にもその実施は規定されていない。</p> <p>請求人の「審査請求の理由」の主張は「東京都より〇〇高校グランド改修工事の原因について生徒・保護者・近隣住民に説明されていない“事実”はあり得ない為」としているが、上記のとおり、当所では、当該工事の実施については所管しておらず、説明を実施する立場ではないことから、生徒・保護者及び近隣住民に説明された議事録を含む文書等に係る公文書は、取得及び作成をしていないため、存在しない。</p>
24	令和元年5月28日	非開示 (不存在)	請求内容に係る公文書は、取得及び作成を行っておらず、存在しないため	環境局 環境改善部 化学物質対策課	1352	令和元年8月22日	非開示決定の取り消し	<p>土壌汚染対策法(以下「法」という。)及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(以下「条例」という。)は、特定有害物質による土壌汚染等が人の健康に支障を及ぼすことを防止することを目的としている。その目的を達成するために、法及び条例それぞれで届出等が必要となる契機が設定され、土壌等の調査や基準不適合の土壌があった場合のリスクに応じた実施措置を行うことが定められている。届出者は、有害物質取扱事業者、土地所有者、土地改変者(工事を実施する施設管理者)等であり、当課では法及び条例の届出書の適格性の審査、指導等を行う。</p> <p>審査請求人のいう近隣住民等への説明は、条例においては、工事実施者であり施設管理者である届出者と近隣住民等間のリスクコミュニケーションの推進を目的に規定されている「土壌汚染対策工事のお知らせ看板」と同等の対策として届出者と近隣住民等間で必要に応じ行われるが、審査庁が近隣住民等に対し実施することは求められていない。また、健康被害の防止を本来の目的とした法にもその実施は規定されていない。</p> <p>請求人の「審査請求の理由」の主張は「東京都より〇〇高校グランド改修工事の原因について生徒・保護者・近隣住民に説明されていない“事実”はあり得ない為」としているが、上記のとおり、当課では、当該工事の実施については所管しておらず、説明を実施する立場ではないことから、生徒・保護者及び近隣住民に説明された議事録を含む文書等に係る公文書は、取得及び作成をしていないため、存在しない。</p>